

南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」

自動販売機設置場所貸付

一般競争入札

募集要項

令和7年3月

南陽市赤湯財産区

1 概要

南陽市赤湯財産区が運営する南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」に飲料の需要があるため、新規に自動販売機の設置業者を募集し、令和7年4月より設置する自動販売機の設置場所を一般競争入札により貸付けを行うもの

2 入札に付する事項

件名：南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」自動販売機設置場所貸付

(1) 貸付場所

物件番号	貸し付ける行政財産	設置台数	浴場営業時間	最低貸付料率	備考
1	赤湯温泉 湯こっと 南陽市赤湯 3004 番地の1 休憩ラウンジ脇通路 1.3 m ²	1台	午前 6:00 －午後 10:00 定休日 火曜日	15.0%	アイス・氷菓
2	赤湯温泉 湯こっと 南陽市赤湯 3004 番地の1 休憩ラウンジ脇通路 1.3 m ²	1台	午前 6:00 －午後 10:00 定休日 火曜日	20.0%	清涼飲料 (ホットアンドコールド機)
3	赤湯温泉 湯こっと 南陽市赤湯 3004 番地の1 休憩ラウンジ 1.3 m ²	1台	午前 6:00 －午後 10:00 定休日 火曜日	20.0%	清涼飲料 (ホットアンドコールド機)
4	赤湯温泉 湯こっと 南陽市赤湯 3004 番地の1 休憩ラウンジ 1.3 m ²	1台	午前 6:00 －午後 10:00 定休日 火曜日	20.0%	乳飲料及び乳酸菌飲料 (容器は紙パック等) ※原料が生乳 100%の製品は 含みません。

※ 貸付面積には、放熱余地・転倒防止版・回収ボックス設置分を含みます。

※ 乳飲料については、乳等省令に基づく「乳飲料」(コーヒー牛乳やフルーツ牛乳等)、日本農林規格に基づく「豆乳類」(豆乳や豆乳飲料等)を含みます。

※ 参考 令和5年度施設利用者数 236,492人

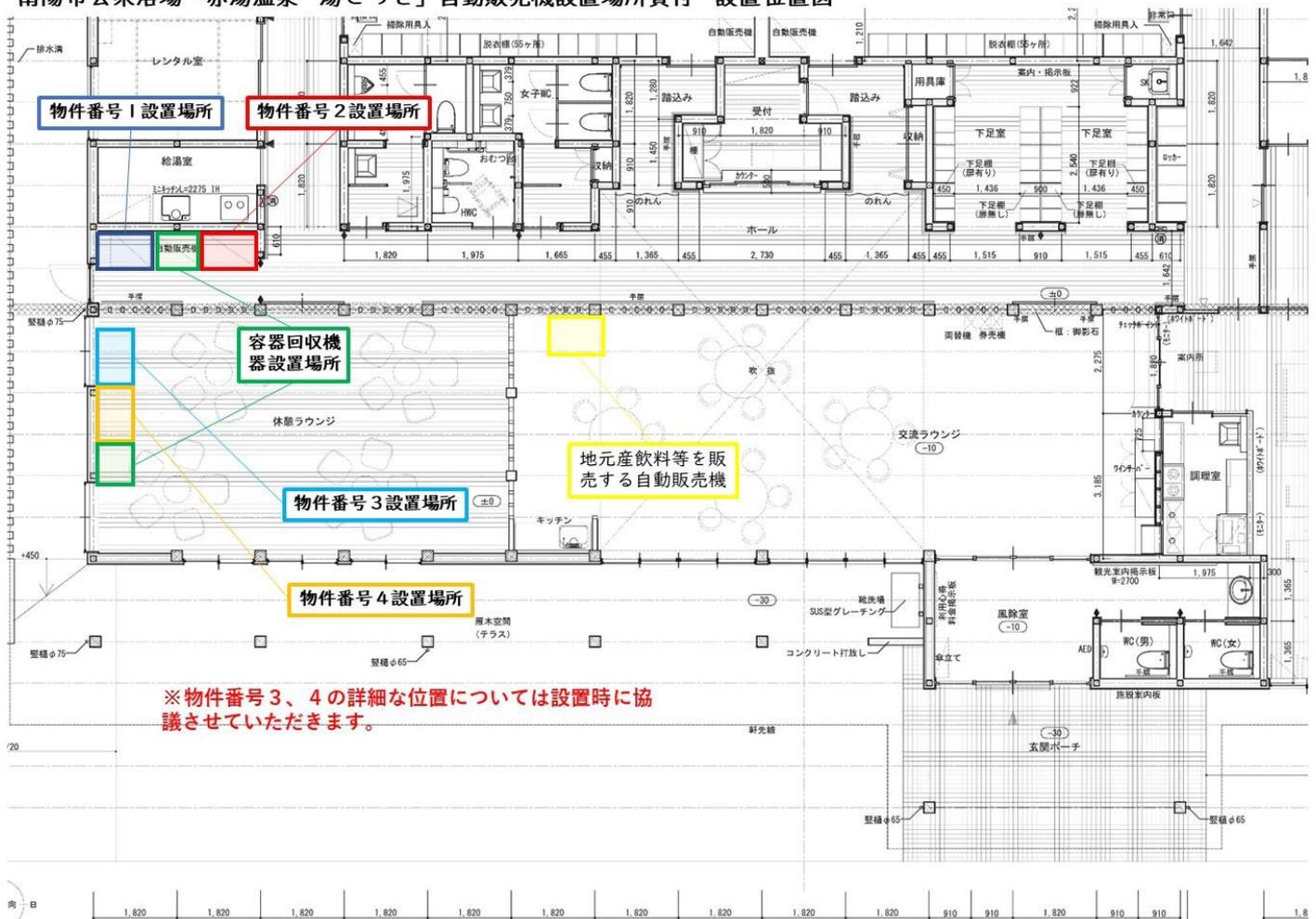
令和5年度売上実績 物件番号1 月間平均383本

物件番号2 月間平均803本

物件番号3、4については新規に設置するため実績はありません。

(2) 設置場所

南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」自動販売機設置場所貸付 設置位置図



(3) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上金額に、落札した割合の値（以下「貸付料率」という。）を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数あるときは、その端数を切り捨てた金額）とします。

貸付料は1ヶ月ごとに取りまとめ、翌月20日まで指定する口座に振り込んでください。なお、金融機関の振り込み手数料は、借受人の負担とします。

(4) 貸付期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

ただし、当該公衆浴場の営業を終了する場合は、その日までとします。

(5) 貸付の条件

- ① 貸付物件は、各物件備考内容の「自動販売機設置」の専用用途に供するものとし、用途の異なる工作物を設置することはできません。
- ② 自動販売機及び回収機器等の設置・管理に伴う費用は、設置者の負担とします。
- ③ 浴場の景観を損なわないよう、自動販売機本体は木質仕様の意匠にしてください。
- ④ 設置事業者は電力使用量計測用子メーター（以下「子メーター」という。）を自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本市が算定した電気料等を指定する期日まで納入してください。また、子メーターの設置にあたっては、計量法（平成4年法律第51条）に基づき、検定満了期間を経過しないよう留意し、必要に応じて、設置業者自らの負担で交換してください。

- ⑤ 赤湯財産区事務局または当該施設の責任者から商品の入れ替えの要望があった場合には、協議の上対応してください。
- ⑥ 貸付物件を第三者に転貸し、又はこれに類する行為はできません。
- ⑦ 本契約の権利を第三者に譲渡し、又はこれに類する行為はできません。
- ⑧ 貸付物件に設置する自動販売機での酒類等（酒税法第 2 条に規定する酒類）の販売はできません。
- ⑨ 施設内に同一のメーカーが複数の自動販売機を設置する際には、商品が重複しないように努めてください。
- ⑩ 本契約の履行状況について調査の必要があると認めるときは、資料の提供、又は報告をしなければなりません。
- ⑪ 貸付物件を返還する時は、引渡し日の状態に回復してください。

(6) 設置する自動販売機の維持管理

- ① 商品の補充、飲料容器の回収、金銭管理などは、借受人の責任において行うものとします。
- ② 飲料容器等の回収機器等は、借受人の責任で衛生的に良好な状態で設置してください。
- ③ 飲料容器等の回収において、設置業者が複数ある場合は関係者間で協議し、責任を明確にした上で適切に回収、リサイクル処理してください。
- ④ 設置した機器等に対する苦情、機器等の故障、不具合などの問い合わせ及び事故等による損害は、借受人の責任において対応するものとします。また、設置する自動販売機に連絡先を明記してください。
- ⑤ 借受人は、貸付物件に設置した自動販売機の売上げ状況を 1 ヶ月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに報告してください。

3 入札参加資格

入札に参加できるのは、次のすべての要件を満たす方です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納付すべき諸税に未納が無い者であること。

4 入札参加申込

本募集要項に基づき申込みをしてください。

(1) 受付期間

令和 7 年 3 月 4 日（火）から令和 7 年 3 月 14 日（金）まで（土曜日、日曜日は除く）の
午前 9 時 00 分 から 午後 4 時 00 分 まで

(2) 受付場所

南陽市財政課

(3) 申込方法

必要書類を書類番号順にそろえ、直接持参してください。
郵送による受付は行いません。

(4) 必要書類

書類 番号	提出書類	法人	個人
1	一般競争入札参加申込書（別紙1）	◎	◎
2	印鑑登録証明書	◎	◎
3	委任状（任意様式）	○	○
4	納税証明書（直近のもの） ・市内個人－所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、市税（市民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税） ・市内法人－法人税、消費税及び地方消費税、市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税） ・市外個人－所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税 ・市外法人－法人税、消費税及び地方消費税 ※市内法人：南陽市内に本社、支社等事業所を設置している法人 ※国税関係（所得税及び復興特別所得税・法人税・消費税及び地方消費税）は税務署で交付される納税証明書を提出してください。 ※国税関係納税証明書の種類（未納額がない証明） 個人→「その3の2」、法人→「その3の3」 ※市税関係は南陽市市民課で交付される納税証明書を提出してください。（未納額がない証明）	◎	◎
5	商業登記簿謄本又は身分証明書 ・個人：身分証明書（破産者でないことの証明） ・法人：商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	◎	◎
6	資産証明（市区町村窓口）		◎
7	決算書等（直近年度分）の写し ・個人：確定申告書（直近年分）及び収支内訳書 ・法人：前事業年度分決算書	◎	◎
8	誓約書（別紙2）	◎	◎

※「◎」：必ず提出してください。「○」：該当する場合提出してください。

※書類番号「2」、「4」、「5」、「6」は、申込日から3ヶ月以内に証明された原本とします。

※提出された書類は返却いたしません。

(5) 質疑回答

質問がある場合は、任意の様式により受付期間内に財政課まで提出してください。

FAXまたは電子メールで参加者全員に回答します。

5 入札参加資格の審査

入札参加申込みの内容について、財政課で参加資格を満たしているか審査を行い、その結果を令和7年3月17日（月）に電話等で通知します。

6 入札・開札日時及び場所

日時 令和7年3月19日（水）

時間 物件番号1 午前 9時00分～

物件番号2 午前 9時30分～

物件番号3 午前10時00分～

物件番号4 午前10時30分～

場所 南陽市役所 4階 403会議室

※ 入札参加資格を有すると認められた方は、入札開始の10分前に入札会場に入室してください。

※ 入札参加者以外の方は、会場に入室できません。

7 入札方法

(1) 入札は直接入札とし、郵送による入札は受け付けません。

(2) 本入札は、貸付け料率を比較します。入札書には貸付料率（整数値）を記載してください。

(3) 入札書は、所定の入札書に必要事項を記載、押印し、契約件名、入札参加者名を記載した封筒に封入して提出してください。

(4) 代理人が入札に参加する場合は、委任状に必要事項を記入、押印して提出してください。

(5) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え、又は撤回できません。

8 入札保証金

入札保証金は免除とします。

9 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とします

(1) 入札参加資格のない者が入札したとき。

(2) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 入札書の要件に不備があるとき。

(4) 同一の事項につき2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 入札にかかる代理人の要件を満たさない者が入札したとき。

10 落札者の決定

(1) 落札者は、貸付人が設定する最低貸付料率以上の値をもって有効な入札を行った者のうち、最高の値を入札した者としてします。

(2) 1回目の入札で最低貸付料率に達しない場合は、3回まで入札を行います。3回目でも最低貸付料率に達しない場合は、不調とします。

(3) 入札貸付料率が同率で、落札者となるべき者が2人以上あるときは、ただちに「くじ」によって落札者を決定します。落札者となるべき者は「くじ」を辞退できません。

11 契約の締結

(1) 落札者は、南陽市赤湯財産区と貸付契約を締結していただきます。

(2) 契約に要する費用は、借受人の負担となります。

12 問い合わせ先

〒999-2292 山形県南陽市三間通436-1

南陽市赤湯財産区 事務局 南陽市財政課管財係

電話 0238-40-0254 (直通)

FAX 0238-40-3242

メールアドレス zaisei2@city.nanyo.yamagata.jp

整理 NO.	※
-----------	---

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

南陽市赤湯財産区管理者
南陽市長 白岩 孝夫 殿

〒

申込者 住所又は所在地
商号又は名称

氏 名 印

(※印鑑証明の印鑑を押印してください)

電 話 番 号 - -

F A X 番 号 - -

記載担当者氏名

記載担当者連絡先

下記により一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申しいたします。

記

- 1 入札物件及び工事の名称 南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」自動販売機設置場所貸付
物件番号【 】
- 2 入札保証金 免除

使用印鑑届（入札、見積、契約、請求、受領等に使用するもの）		
使用印鑑（個人）	使用社印（法人）	使用代表者印（法人）

【以下南陽市使用欄】

※資格 審 査 年月日	年 月 日	※審査 結 果	1 <input type="checkbox"/>	2 <input type="checkbox"/>
			3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>
			特記：	

誓約書

令和7年 月 日

南陽市赤湯財産区管理者
南陽市長 白岩 孝夫 殿

住所

商号又は名称

氏名 印

(法人の場合は法人名及び代表者の氏名)

私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても一切異議を申立しません。

入 札 書

令和7年 月 日

南陽市赤湯財産区管理者
南陽市長 白岩 孝夫 殿

住所

商号又は名称

氏名

印

(法人の場合は法人名及び代表者の氏名)

下記により物件を借り受けたいので、関係書類を閲覧承知のうえ、南陽市財務規則を守り入札します。

記

- 1 物件名 南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」自動販売機設置場所貸付
物件番号【 】
- 2 入札貸付料率

十の位	一の位

%

- 3 入札保証金 免除

(注) 本書は封筒に入れ、封筒の表面に「入札書」の文字及び住所、氏名を記載し、封印すること。

委 任 状

令和7年 月 日

南陽市赤湯財産区管理者
南陽市長 白岩 孝夫 殿

私は、 を代理人と定め、下記物件借受けの入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

- 1 物件名 南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」自動販売機設置場所貸付
物件番号【 】
- 2 代理人使用印鑑



住所

商号又は名称

氏名

印

(法人の場合は法人名及び代表者の氏名)